

環境こだわり農産物認証マーク使用規程

(趣旨)

第1 この規程は、滋賀県環境こだわり農業実施協定等運営要綱（平成16年7月1日施行、以下「要綱」という。）第10の規程に基づき、環境こだわり農産物の認証表示の様式（以下「認証マーク」という。）の使用にかかる取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語等)

第2 この規程で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(認証マークの商標権)

第3 認証マークに関する商標権は、滋賀県が所有する。

(認証マークの使用)

第4 認証マークは、次の各号のいずれかに該当する場合に使用の定義は、紙への印刷やホームページ、映像等において使用することができるものとする。

(1) 認証マーク表示者が、自らが生産または小分けした環境こだわり農産物に表示を付す場合および環境こだわり農産物の情報発信やPRを行う場合。

(2) 「おいしが うれしが」キャンペーン実施要領に基づく登録事業者が、環境こだわり農産物の情報発信やPRを行う場合。

(3) 前2号以外の者で、あらかじめ環境こだわり農産物認証マーク使用承認申請書（別記様式第1号）を知事に提出し、その内容を知事が適当と認めた場合。

2 認証マーク使用者は、認証マークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任のもとに誠意をもって適切な措置を講じなければならない。また、これによる損害等について、知事はその責を負わないものとする。

3 知事は、必要に応じ、認証マークを使用している者に対して認証マークの使用状況について、報告を求めることができる。

4 環境こだわり農産物認証制度の趣旨が損なわれる恐れがある場合は、知事は認証マークの使用の禁止を命じることができる。

(小分け業者の使用の登録)

第5 認証マークの使用を行おうとする小分け業者は、あらかじめ「しがネット受付サービス」または認証マーク使用登録書（別記様式第2号）の提出により使用の登録をするものとする。

(認証マークの表示)

第6 認証マークの表示にあたっては、滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則（平成15年滋賀県施行規則第58号。以下「規則」という。）別記様式第3号、要綱別記様式第

4号ならびに、本規程別紙1で定められた色、形等を正しく表示しなければならない。

(その他)

第7 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別途定める。

付則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。